

報告第28号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、交通事故による損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年12月19日

淡路市長 門 康 彦

委任専決第20号

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

次のとおり、交通事故による損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

平成30年12月9日

淡路市長 門 康 彦

1 損害賠償の額 39,420円

2 相手方の住所及び氏名

- (1) 住所 兵庫県神崎郡 [REDACTED]
- (2) 氏名 [REDACTED]

3 和解条項

- (1) 淡路市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金39,420円を指定する口座に振り込む方法で支払う。
- (2) 相手方と淡路市は、本件事故に関し、前号を除き、一切の債権債務がないことを確認する。

4 事件の概要

平成30年11月6日午前11時50分ころ、淡路市中田付近において、健康福祉部地域福祉課職員が公有車を運転して県道大谷鮎原神代線を一宮方面から志筑方面に向け走行中、中田交差点を左折するため、左車線を走行するとともに左指示器を出し同交差点へ進入しようとしたところ、不注意により進行方向左側の同交差点手前の道路から県道へ進入してきた相手方車両と接触し、同車右前方に損傷を与えた。